

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-46)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	401,114	326,813	459,104	212,505
		補正予算(b)	▲ 61,810	133,536	▲ 97,888	—
		繰越し等(c)	▲ 1,828	▲ 124,042	209,995	
		合計(a+b+c)	337,476	336,307	571,211	
執行額(百万円)	281,580	257,683	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	除去土壌等の仮置場等の解消等	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。、除染特別地域においては令和3年3月末時点で86か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で193か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。 また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。、除染特別地域においては 令和3年3月末時点で146か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で541か所の原状回復が完了している。 福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で行っている(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。		長期的な目標	—
				除去土壌等の仮置場等の管理・原状回復、除去土壌の処分	

測定指標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		長期的な目標					中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	-	
		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「令和2年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和3年3月末時点で全体面積の約77%に当たる約1,235haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には現在整備している全ての土壌貯蔵施設及び除染に伴い発生した廃棄物等を貯蔵する施設の運転が開始したことにより、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、令和3年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m<sup>3</sup>のうち累計で約1,055万m<sup>3</sup>の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯舘村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度はすべて検出下限値未満となっている。また、飯舘村では食用作物の栽培実験を実施し、放射性セシウム濃度が0.1～2.3Bq/kgと、一般食品の基準値である100Bq/kgを大きく下回る測定結果となっている。</p>							
		基準値	実績値				目標値	達成	
	仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	△
		-	18.4万m <sup>3</sup>	53万m <sup>3</sup>	183.9万m <sup>3</sup>	405.9万m <sup>3</sup>	386.9万m <sup>3</sup>	254万m <sup>3</sup>	
	年度ごとの目標値		15万m <sup>3</sup>	50万m <sup>3</sup>	180万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施しており、除染特別地域においては令和3年3月末時点で86か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で193か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施しており、除染特別地域においては令和3年3月末時点で146か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で541か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を令和3年3月末までに6回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。  ○「令和2年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送量については「前年度と同程度の量を輸送する」という定性的な目標を立てており、令和元年度の目標値と同値である400万m <sup>3</sup> に数字上到達はしていないものの、令和2年度は約386.9万m <sup>3</sup> の除去土壌等を搬入しており、概ね前年度と同程度の量の輸送を実現しているところ。また、令和3年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m <sup>3</sup> のうち累計で約1,055万m <sup>3</sup> の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、約1,235haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯舘村において、盛土を造成し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認し、飯舘村では栽培実験等により農地としての安全性を確認した。
	施策の分析	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「令和3年度の間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送等を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室	作成責任者名	川又孝太郎(環境再生事業担当参事官) 鮎川智一(環境再生施設整備担当参事官)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	---	----------	--------